

○東京海洋大学海洋工学部における大学以外の教育施設等における学修に関する取扱要領

(趣旨)

第1 東京海洋大学学規則第35条及び第36条の規定に基づき、大学以外の教育施設等における学修の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(単位を認定する学修)

第2 海洋工学部における授業科目の履修とみなして単位を認定する学修は、次のとおりとする。

- ① 実用英語技能検定
- ② TOEIC
- ③ TOEFL

(単位を認定する科目等)

第3 単位を認定する授業科目並びに成績の評価及び評価点は、次のとおりとする。

認定する学修	授業科目	単位数	成績の評価及び評価点
実用英語技能検定 1級 又は TOEFL 600点以上 又は TOEIC 860点以上	Practical English I	1	優 (100点)
	Practical English II	1	
	Basic English I	1	
	Basic English II	1	
	Effective English I	1	
	Effective English II	1	
	Interactive English I	1	
	Interactive English II	1	
	Intensive English I	1	
	Intensive English II	1	
	のうち認定を希望する2科目		
実用英語技能検定 準1級 又は TOEFL 500点以上 又は TOEIC 650点以上	Effective English I	1	優 (100点)
	Effective English II	1	
	Interactive English I	1	
	Interactive English II	1	
	Intensive English I	1	
	Intensive English II	1	
	のうち認定を希望する2科目		

(単位の認定手続)

第4 単位の認定を申請する者は、別紙様式による単位認定願に合格証明書等学修の成果を明らかにする書類を添えて、各学期の履修申請開始日の前日までに越中島地区事務室教務係に提出する。

(単位の認定)

第5 単位の認定は、英語担当の海洋工学部教養・基礎教育委員会委員が窓口となつて行うものとし、認定の結果は、本人に通知する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年海洋大規第287-2号)

この要領は、平成20年6月4日から施行し、平成20年4月1日から適用する。